海域環境の監視測定タスクフォースの設置について

令 和 3 年 4 月 27 日 モニタリング調整会議決定

1. 目的

「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において、放出前後におけるモニタリングを強化・拡充することが盛り込まれた。関係機関が連携して、基本方針に定められた事項を確実に実施していくため、「海域環境の監視測定タスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)をモニタリング調整会議の下に設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 基本方針3(2)⑤に定められた事項の実施に関すること
- (2) その他基本方針の海域モニタリングに関する着実な実行に向けて必要 な事項

3. 構成

タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長:環境大臣政務官

構成員:環境省水・大気環境局長

原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官

資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監

福島県

東京電力ホールディングス株式会社

オブザーバー:水産庁、国土交通省、海上保安庁

4. 事務局

タスクフォースの事務局は、モニタリング調整会議の事務局長である原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官及び環境省水・大気環境局長が共同して行う。

5. その他

前各項で定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、議長が定める。